

日本司法支援センター業務方法書改正案（見え消し版）

第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法

第1款 通則

（定義）

第5条 本節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 代理援助 次に掲げる援助をいう。

ア 裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（以下「民事裁判等手続」という。）の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「代理援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等（センターとの間で、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）にアの代理人が行う事務を取り扱わせること。

二 書類作成援助 次に掲げる援助をいう。

ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「書類作成援助負担金」という。）をセンターに支払うこと

を約した者のため、適当な契約弁護士等にアに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

三 法律相談援助 弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施することをいう。

四 附帯援助 前三号に規定する援助に附帯する援助（第1号に附帯する民事保全手続における立担保を含む。）を行うことをいう。

五 弁護士・司法書士等 弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人をいう。

~~六七~~ センター相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、~~地方事務所の長（以下本節において「地方事務所長」という。）が理事長の承認を得て指定した法律相談援助を行う場所又はセンターの事務所又は指定相談場所~~において、法律相談援助を実施することについての契約をいう。

~~七六~~ 指定相談場所 ~~センター相談登録契約に関し、理事長が別に定める基準により~~地方事務所の長（以下本節において「地方事務所長」という。）が理事長の承認を得て指定した法律相談援助を行う場所をいう。

~~七の三~~ 巡回相談場所 ~~センター相談登録契約に関し、地方事務所長が指定した法律相談援助を行う一時的な場所であって、理事長が別に定める基準を満たすものをいう。~~

八 センター相談登録弁護士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した弁護士及び弁護士法人をいう。

九 センター相談登録司法書士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した司法書士及び司法書士法人をいう。

十 事務所相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、当該弁護士・司法書士等の事務所で法律相談援助を実施することについての契約をいう。

十一 事務所相談登録弁護士 センターとの間で事務所相談登録契約を締結した弁護士及び弁護士法人をいう。

十二 事務所相談登録司法書士 センターとの間で事務所相談登録契約を

締結した司法書士及び司法書士法人をいう。

十三 法律相談担当者 センター相談登録弁護士、センター相談登録司法書士、事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士をいう。

十四 受任予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する代理援助を実施することについての契約をいう。

十五 受任予定者 センターとの間で受任予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。

十六 受任者 代理援助に係る案件を受任した弁護士・司法書士等をいう。

十七 受託予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する書類作成援助を実施することについての契約をいう。

十八 受託予定者 センターとの間で受託予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。

十九 受託者 書類作成援助に係る案件を受託した弁護士・司法書士等をいう。

二十 申込者 第1号から第3号までのいずれかの援助の申込みをした者をいう。

二十一 被援助者 第1号から第3号までのいずれかの援助を受けた者をいう。

二十二 受任者等 受任者及び受託者をいう。

(本部法律扶助審査委員)

第6条 センターは、第70条~~の~~3に規定する審査に関し、本部事務所に本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）を置く。

2 理事長は、法律と裁判に精通している者の中から、本部扶助審査委員を選任し、その中から本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長を指名する。

3 本部扶助審査委員長は、本部事務所における本部扶助審査委員の業務を統括する。本部扶助審査副委員長は、本部扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 本部扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 本部扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に細

則で定める。

(地方事務所法律扶助審査委員)

第7条 センターは、第28条から、第30条まで、第49条の2~~第50条~~から第52条まで、第54条、から第56条まで及び第69条の3に規定する審査に関し、地方事務所に地方事務所法律扶助審査委員(以下「地方扶助審査委員」という。)を置く。

2 地方事務所長は、法律と裁判に精通している者の中から、地方扶助審査委員を選任し、その中から地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長を指名する。

3 地方扶助審査委員長は、地方事務所における地方扶助審査委員の業務を統括する。地方扶助審査副委員長は、地方扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 地方扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 __

5 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した地方扶助審査委員の補欠として選任された地方扶助審査委員の任期は、退任した地方扶助審査委員の任期の満了する時までとする。

~~6~~ 地方扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に細則で定める。

第2款 代理援助及び書類作成援助

(方法及び対象)

第8条 代理援助は、次の各号に掲げる方法とし、それぞれ当該各号に掲げる手続を対象とする。

一 裁判代理援助 民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続

二 裁判前代理援助 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認めら

れるもの

2 書類作成援助は、前項第1号に規定する手続を対象とする。

(援助要件)

第9条 代理援助及び書類作成援助は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に行う。

- 一 申込者が、別表1の民事法律扶助資力基準（以下「資力基準」という。）に定める資力に乏しい国民等であること。
- 二 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- 三 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(資力基準の基本的考え方)

第10条 資力基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）における保護の基準を踏まえ、一般的な勤労世帯の所得水準及び各地域における物価水準等を考慮したものとし、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかわる個別の事情を考慮し得るものとして定める。

(立替費用)

第11条 センターが、援助を行う案件（以下「援助案件」という。）について立て替える費用（以下「立替費用」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
- 二 代理援助又は書類作成援助に係る実費
- 三 保証金
- 四 その他附帯援助に要する費用

2 前項第1号に規定する代理援助に係る報酬については、着手金と報酬金をその内容とする。

(報酬及び実費の立替基準)

第12条 前条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の立替えは、次に掲げる事項を踏まえて別表2に定めた基準（以下「立替基準」という。）による。

- 一 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。

二 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。

三 援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

(代理援助負担金等)

第13条 代理援助負担金の決定、支払及び免除については、代理援助に係る報酬及び実費の立替えの決定、立替金の償還及び免除に関する規定を準用する。

2 書類作成援助負担金の決定、支払及び免除については、書類作成援助の報酬及び実費の立替えの決定、立替金の償還及び免除に関する規定を準用する。

第3款 法律相談援助

(対象)

第14条 法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件とする。

(援助要件)

第15条 法律相談援助は、第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

(援助内容)

第16条 法律相談援助の援助内容は、弁護士・司法書士等による口頭による法的助言とし、これに要する費用については、被援助者に負担させないものとする。

2 同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。

(法律相談援助に付随する援助)

第17条 法律相談担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、その援助の実施に当たり、案件の内容、被援助者の意向その他の事情を考慮し、紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認めるときは、簡易な法的文書を作成し、被援助者に交付することができるものとする。この場合において、センターは、理事長が別に定める基準により、これに要する費用の一部の支払を

被援助者に求めることができる。

(法律相談援助の実施場所)

第18条 センターは、センターの事務所及び指定相談場所並びに事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士の事務所において、法律相談援助を実施する。

2 センターは、申込者が高齢者若しくは障害者の場合であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な場合は、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる。

(センター相談登録弁護士・センター相談登録司法書士)

第19条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等とセンター相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対しセンター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

3 センター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第28条第1項第1号に規定する援助開始決定があったときは、第38条及び第39条に規定する受任者等となるよう努めるものとする。ただし、当該センター相談登録弁護士又はセンター相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

4 センター相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

(事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士)

第20条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

3 センターは、センターの事務所所在地から遠距離の地域に事務所を置く弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結するよう努める。

- 4 事務所相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 5 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、理事長が別に定める指定マークを自己の事務所に表示するものとする。
- 6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行うものとする。
- 7 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができるものとする。
- 8 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第28条第1項第1号に規定する援助開始決定があったときは、受任者等となるよう努めるものとする。ただし、当該事務所相談登録弁護士又は事務所相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

(法律相談援助の拒絶又は中止)

第21条 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込者が前条第7項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他申込者に不適切な行為のあるときは、法律相談援助を拒絶又は中止することができる。

(法律相談票の作成)

第22条 法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面(以下「法律相談票」という。)を作成し、地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(法律相談費の支払)

第23条 センターは、法律相談援助を行った法律相談担当者に対し、理事長が別に定める法律相談援助費用支出基準により法律相談費を支払う。

第4款 援助の申込み

(申込みの場所)

7 地方事務所長は、援助申込書その他の資料により、第28条第1項各号の決定をするのに熟していると認めるときは、第2項に規定する法律相談援助を省略し、申込案件を前項の審査に付することができる。

~~7~~8 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が第28条第1項第1号に規定する援助開始決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、第1項に規定する手続及び第2項又は第3項に規定する法律相談援助を省略し、~~前第6項の~~に規定する審査に付することができる。

~~8~~9 地方事務所長は、申込案件が既に代理援助又は書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が引き続き代理援助又は書類作成援助を希望している場合には、第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は受託者が提出した第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該代理援助又は書類作成援助の申込みとみなすことができる。

第5款 代理援助及び書類作成援助の審査

（申込みの取下げ）

第27条 申込者は、次条第1項第1号に規定する援助開始決定がされるまで、書面又は口頭により、代理援助又は書類作成援助の申込みを取り下げることができるものとする。

2 地方事務所長は、申込者が次に掲げるいずれかに該当するときは、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

- 一 事件調書の作成に協力しないとき。
- 二 提出を求めた書類を提出しないとき。
- 三 その他申込案件の審査に協力しないとき。

（申込みに対する決定）

第28条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

- 一 第9条各号に掲げる要件のすべてに該当するとき 援助を開始する決定（以下「援助開始決定」という。）
 - 二 第9条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないとき 援助を不開始とする決定（以下「援助不開始決定」という。）
- 2 援助開始決定においては、裁判代理援助、裁判前代理援助又は書類作成援助のうち、いずれか相当な援助方法を定める。
 - 3 援助開始決定においては、必要に応じて、附帯援助の方法を定め、又は条件を付することができる。
 - 4 地方事務所長は、援助不開始決定をしたときは、その理由を付して申込者に通知する。

（審査の方法）

第29条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項まで、第30条第2項、第49条の2、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項及び第55条第2項並びに第56条第1項及び第2項に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する。

- 2 地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、同時廃止決定が見込める破産事件、敗訴その他の理由により報酬金決定が伴わない終結事件、10万円以下の追加費用の支出その他理事長が別に定める簡易な案件のときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を指名して審査に付することができる。
- 3 地方事務所長は、第1項に規定する審査において担当審査委員の判断が分かれたときは、速やかに地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を追加して指名し、審査に加える。
- 4 前項の審査は担当審査委員の過半数をもって決する。

（立替費用等の決定）

第30条 地方事務所長は、援助開始決定をするときは、地方扶助審査委員の判断に基づき、次に掲げる事項を決定する。

- 一 立替費用の種類及び額又は限度

- 二 被援助者が負担する実費（附帯援助に係る費用を含む。）の額
- 三 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第82条の訴訟救助申立ての要否
- 四 事件終結までの立替金の償還方法
- 五 その他の援助の条件

2 地方事務所長は、前項各号に規定する事項について、援助開始決定後にその全部又は一部を変更することが相当であると認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、これを変更する決定をすることができる。この場合において、受任者等に対し既に交付した金銭の返還を求めべき旨を決定したときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

3 地方事務所長は、前項の決定をするに当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

~~4~~ 前第1項第1号に規定する事項の決定は、立替基準による。

（要訴訟救助申立て）

第31条 地方事務所長は、援助案件が民事訴訟法第82条の訴訟救助の要件に該当し、訴訟救助申立てが必要と認めるときは、当該案件を要訴訟救助申立案件とする。

（事件進行中の立替金の償還及び猶予）

第32条 地方事務所長は、援助開始決定に当たって、被援助者の生活状況を聴取し、事件進行中の期間における立替金の償還方法を決定する。

2 前項に規定する立替金の償還方法は、援助開始決定後、地方事務所長が指定した金額を自動払込手続その他の方法により割賦で支払う方式（以下「割賦償還」という。）とする。

3 地方事務所長は、被援助者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

- 一 生活保護法の適用を受けているとき。
- 二 前号に準ずる程度に生計が困難であるとき。

（進行中の償還方法の変更）

第33条 地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から立替金の償還方法

の変更又は償還猶予の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更又は事件終結までの償還猶予の決定をすることができる。

(援助不開始の特例)

第34条 地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について第9条各号に掲げる要件のすべてに該当すると判断した場合であっても、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる。

- 一 外国において事件の処理を必要とするとき。
- 二 著しく特殊又は専門的な能力を必要とするとき。
- 三 その他援助することが著しく困難であるとき。

2 地方事務所長は、前項各号に掲げる場合のほか、センターの財務状況その他の事情を勘案し理事長が別に定めた基準により援助不開始決定をすることができる。

3 地方事務所長が、前二項に規定する決定をするときは、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。

(調査)

第35条 地方事務所長は、以下の各号に掲げる~~援助開始決定又は援助不開始決定~~の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行できる知識及び能力を有する者に調査又は鑑定を委嘱することができる。__

一 援助開始決定

二 援助不開始決定

三 第40条第1項に規定する取消しの決定

2 前項の調査又は鑑定の委嘱を受けた者は、その結果につき書面で地方事務所長に報告するものとする。

3 地方事務所長は、前項の書面による報告を受けたときは、理事長が別に定める基準により、当該調査又は鑑定の費用を支出する。

(援助の条件等の遵守)

第36条 被援助者は、援助開始決定に際して付された立替金の償還方法、資料の追完その他の援助の条件を遵守しなければならないものとする。

2 被援助者は、立替金の割賦償還についての決定を受けたときは、その決定後1か月以内に、自動払込手続その他理事長が別に定める所定の手続を行わなければならないものとする。

3 被援助者は、氏名又は住所その他援助申込書に記載した事項について変更があったときは、速やかに変更内容を地方事務所長に届け出なければならないものとする。

(資料等の提出)

第37条 地方事務所長は、必要があると認めるときは、申込者又は被援助者に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

第6款 個別契約等

(代理援助の受任者となるべき者の選任)

第38条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受任予定者契約を締結する。

2 地方事務所長は、代理援助の援助開始決定をしたときは、当該案件の法律相談援助を担当した法律相談担当者を受任者となるべき者として選任するものとする。この場合において、当該法律相談担当者が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、受任者となるべき者として選任する。

3 地方事務所長は、前項に規定する法律相談担当者を受任者となるべき者として選任できないとき又は受任者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、受任予定者の中から受任者となるべき者を選任する。

4 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し受任予定者を確保するための協力を求める。

5 受任予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

6 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受任を承諾した弁護

士・司法書士等が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受任者となるべき者として選任することができる。__

7 地方事務所長は、第2項、第3項及び第6項により受任者となるべき者を選任したときは、当該受任者となるべき者にその旨を通知する。

(書類作成援助の受託者となるべき者の選任)

第39条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受託予定者契約を締結する。

2 地方事務所長は、書類作成援助の援助開始決定をしたときは、前項の受託予定者の中から受託者となるべき者を選任する。受託者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときも同様とする。

3 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し受託予定者を確保するための協力を求める。

4 受託予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

5 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受託を承諾した弁護士・司法書士等が受託予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受託者となるべき者として選任することができる。__

6 地方事務所長は、第2項及び第5項により受託者となるべき者を選任したときは、当該受託者となるべき者にその旨を通知する。

(援助開始決定の取消し)

第40条 地方事務所長は、前二条に規定する手続によっても受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件につき第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、決定により、援助開始決定を取り消すことができる。

2 地方事務所長が、前項に規定する決定をするときは、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。

(援助案件の移送)

第41条 地方事務所長は、援助案件が他の地方事務所において処理するこ

とが適当であると認めるときは、当該地方事務所に援助案件を移送することができる。

2 前項の移送の手続については、理事長が別に定める。

(個別契約)

第42条 ~~地方事務所長が受任者等となるべき者は、第38条第7項又は第39条第6項を選任したの通知を受けた~~ときは、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「個別契約」という。）を速やかに締結するよう協力しなければならない。ただし、当該案件を受任又は受託できない特別な事情があり、その旨を直ちに地方事務所長に通知した場合は、この限りでない。

(保証金等)

第43条 受任者は、保証金又は予納金を納付するときは、受任者名で第三者供託又は予納を行わなければならないものとする。

2 民事保全手続における支払保証委託契約は、センターの指定する金融機関とセンターとの間で締結する。

(訴訟救助の申立て)

第44条 受任者等は、援助案件が第31条の規定により要訴訟救助申立案件とされたときは、その申立てをしなければならないものとする。

(金銭の立替え・受領の禁止)

第45条 受任者等は、事件の処理に関し、被援助者のために金銭を立替え又は被援助者から金銭その他の利益を受けてはならないものとする。ただし、特別の事情があり、受任者が地方事務所長の承認を得た場合は、この限りでない。

(受任者による着手、中間、終結の報告)

第46条 受任者は、速やかに援助案件の処理に着手し、3か月以内に訴状、答弁書、調停申立書、仮差押若しくは仮処分決定書、納付書、保管金受領書その他事件処理の着手を証する書面の写しを添付した着手報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 受任者は、事件進行中において援助案件に関連し、別に訴えの提起その

他の手続が必要になったときは、その理由を付した中間報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

3 地方事務所長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めるときは、受任者に対し事件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

4 受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(受託者による作成終了等の報告)

第47条 受託者は、訴状、答弁書、準備書面その他の援助開始決定を受けた書類作成を速やかに行い、その写しを添付した報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

2 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

3 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(金銭の取立て)

第48条 受任者は、事件の相手方その他事件の関係者(以下「相手方等」という。)から受け取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかにこれを取り立てなければならないものとする。

2 受任者は、被援助者が事件の相手方等から受け取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定を定めるときは、特別の事情がない限り受任者を受領者としなければならないものとする。

(受領金銭)

第49条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援

助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、その事実を速やかにその全額を地方事務所長に書面で報告し引き渡さなければならないものとする。

2 地方事務所長は、必要特別の事情があると認めるときは、受任者に対し、前項により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡すよう求めることが規定する引渡しを受けず、受任者に一時保管させることができる。

3 地方事務所長は、第56条に規定する終結決定があったときは、立替金、及び報酬金及び追加支出対象となるべき実費を清算して、残金を被援助者に交付するし又は受任者をしてこれを交付させる。ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し受領金銭の一部を交付し又は受任者をしてこれを交付させずることができる。___

(中間報酬金)

第49条の2 地方事務所長は、受任者より、前条第1項の報告がされたときは、終結決定の前であっても、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づいて、事件に関し相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる。

(追加支出)

第50条 受任者等は、立替費用について援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、追加費用支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、地方事務所長に追加費用の支出の申立てをすることができるものとする。

2 地方事務所長は、前項に規定する申立てがあったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、追加費用の支出について決定する。___

3 地方事務所長は、前項の決定に当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

~~4~~ 第2前項に規定する追加費用の支出についての決定は、立替基準による。

(辞任)

第51条 受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとする

るときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して辞任の申出をするものとする。

- 2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。~~この場合において、地方事務所長は、当該受任者等に既に交付した金銭があるときは、返還を求めるべき額を決定する。~~

(解任)

第52条 被援助者は、やむを得ない理由により受任者等を解任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して、解任の申出をするものとする。

- 2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、被援助者による受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。~~この場合において、地方事務所長は、当該受任者等に既に交付した金銭があるときは、返還を求めるべき額を決定する。~~

- 3 前項に規定する地方事務所長の承認がなければ、受任者等への解任の効力は生じないものとする。

(個別契約の当然終了)

第53条 個別契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一 被援助者又は受任者等が死亡したとき。

二 受任者等が弁護士・司法書士等でなくなったとき。___

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、被援助者が死亡した場合において、個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継する者が確定し、当該承継者が終結決定前にセンターに引き続き援助を希望する旨の申し出をし、かつ、当該承継者が第9条第1号の要件に該当すると地方事務所長が認めたときは、被援助者の有していた個別契約の地位は当該承継者に当然に承継されたものとみなす。

(個別契約の地方事務所長による解除)

第54条 地方事務所長は、次に掲げるいずれかの事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除すること

ができる。

- 一 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。
 - 二 被援助者が、受任者等を解任したとき。
 - 三 受任者等が辞任したとき。
- 2 地方事務所長は、前項の規定により個別契約を解除したときは、第56条第1項に規定する終結決定をすることができる。
- 3 第38条第6項、第39条第5項及び第42条の規定は、第1項第3号に規定する場合で、被援助者が後任の受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときについて準用する。

(解除等の後の処理)

第55条 地方事務所長は、前四二条の規定により個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者(被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。)及び受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。

2 地方事務所長は、前四二条の規定により個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の各号に掲げる事項を決定する。ただし、第56条第1項第2号又は第3号に基づき援助の終結決定をすべきときは、第2号に規定する事項について決定することを要しない。

一 受任者等に対し既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法

二 第38条第3項又は第39条第2項により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、センターが立て替える立替費用のうち、第11条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の額及び支払方法
~~(新たに個別契約を締結した場合を除く。)~~は、~~立替金の償還方法について、被援助者に通知する。~~

3 前項第1号に基づき、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。~~地方事務所長は、前四~~

~~条の規定により個別契約が終了したときは、受任者等に対し、既に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。~~

- 4 受任者は、前四二条の規定により代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、前四二条の規定により書類作成援助の個別契約が終了したときは、被援助者に速やかに証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

第7款 援助の終結

(終結決定)

第56条 地方事務所長は、次に掲げる事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする。

- 一 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。ただし、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ第58条第2項により関連事件の終結決定を待って報酬金の決定をすることとしたときは、この限りでない。
- 二 援助を継続する必要がなくなったとき。
- 三 受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。

2 地方事務所長は、受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなきときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすることができる。

(終結決定時の審査・決定事項)

第57条 地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定し、立替金の総額を確定する。

- 一 報酬金の額、~~並びに~~支払条件及び支払方法

二 追加支出の額、支払条件及び支払方法及び立替金の総額

2 前項第1号の支払方法の決定に当たっては、被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益（以下「金銭等」という。）を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとするができる。

（報酬金）

第58条 地方事務所長は、前条第1項第1号に規定する報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 地方事務所長は、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定を待って報酬金の決定をすることができる。

（援助終結後の償還方法）

第59条 地方事務所長は、終結決定に当たり、被援助者の生活状況を聴取するとともに、事件の相手方等からの金銭等の取得状況を確認し、援助終結後の立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する。

2 前項に規定する立替金の償還方法は、割賦償還又は地方事務所長が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式（以下「即時償還」という。）とする。

3 被援助者が事件進行中から割賦償還による償還を行っている場合において、地方事務所長が承認したときは、これを継続することができる。

4 地方事務所長は、援助終結後に、被援助者から立替金の償還方法の変更の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。

~~4~~5 割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。

（償還の特則）

第60条 被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限

り、そのうち100分の25に相当する金額までを立替金の償還に充てなければならないものとする。

(保証金の償還)

第61条 受任者は、終結決定その他の決定に当たり、立替金のうち保証金のある場合で立担保の必要がなくなったときは、速やかに担保取消しの手続きを行い、保証金及びその利息を償還しなければならないものとする。

2 受任者は、前項に規定する場合において、支払保証委託契約により担保を立てているときは、地方事務所長に支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならないものとする。

(償還猶予)

第62条 地方事務所長は、被援助者が即時償還又は割賦償還により償還することが著しく困難であると認めるときは、その全部又は一部について3年を超えない期間を定めて、償還を猶予する旨の決定をすることができる。

2 地方事務所長は、被援助者に特別の事情のあるときは、前項に規定する猶予期間を延長する旨の決定をすることができる。

3 被援助者は、償還の猶予を受けようとするときは、地方事務所長に立替金償還猶予等申請書を提出しなければならないものとする。

4 地方事務所長は、猶予期間が満了したときは、被援助者の資力その他の状況を勘案し、立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する。

(督促等)

第63条 地方事務所長は、即時償還又は割賦償還の決定をした場合において、被援助者が償還をすべき期限までにその償還をしていないときは、遅滞なく督促を行う。

(担保)

第64条 地方事務所長は、被援助者が事件により金銭等を得た場合、立替金の償還を確保するために被援助者に担保の提供を求めることができる。

第8款 償還の免除、みなし消滅

(償還免除)

第65条 地方事務所長は、終結決定と同時又はその後において、被援助者が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

一 生活保護法の適用を受けているとき。

二 前号の規定に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき。

2 前項の規定により立替金の免除を受けようとする被援助者は、病気、障害その他特別の事情のない限り、地方事務所長に対し立替金償還免除申請書及び償還免除を相当とする理由を証する書面を提出しなければならないものとする。

(被援助者所在不明等の償還免除)

第66条 地方事務所長は、被援助者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。

一 被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められるとき。

二 被援助者が死亡したとき。

三 被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められるとき。

四 当該立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

五 当該立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められるとき。

(免除決定の通知)

第67条 地方事務所長は、第65条に規定する立替金の償還の免除の決定をしたときは、被援助者にその旨を通知する。

(みなし消滅)

第68条 地方事務所長は、被援助者について、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、理事長の承認を得て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる。

一 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること。

二 被援助者が破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと。

第9款 不服申立て、再審査 (本款全面改正)

~~(不服申立て)~~

~~第69条 申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長のした決定に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができるものとする。~~

~~2 前項の不服申立ては、決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならないものとする。~~

~~3 地方事務所長は、前項に規定する不服申立書の提出を受けたときは、当該決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させる。~~

~~4 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長のいずれもが当該決定に関与している場合はこの限りでない。~~

~~5 前項により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、~~

~~不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方
扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、
委員の互選により議事の主宰者を選任する。~~

~~6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を
決定する。~~

~~7 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。~~

~~8 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、当該不服申立審査会の決定内
容を速やかに地方事務所長に報告する。~~

~~9 地方事務所長は、第6項の決定に基づき、不服申立てに対する決定を行
い、当該不服を申し立てた者（次条において「不服申立人」という。）に
その決定内容を通知する。~~

~~（再審査の申立て）~~

~~第70条 前条第9項の決定に不服のある不服申立人は、理事長に対し、再
審査の申立てをすることができるものとする。~~

~~2 前項の再審査の申立ては、当該決定があったことを知った日から14日
以内に理事長に再審査申立書を提出してしなければならないものとする。~~

~~3 理事長は、再審査の申立てがあったときは、当該決定、前条第6項の
不服申立審査会の決定又は同条第1項の地方事務所長のした決定に関与し
ていない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させる。~~

~~4 再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審
査副委員長とする。ただし、本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員
長のいずれもが当該決定に関与している場合はこの限りでない。~~

~~5 前項により指名された本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長は、
再審査委員会の議事を主宰する。ただし、再審査委員会の委員に、本部扶
助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、
委員の互選により議事の主宰者を選任する。~~

~~6 再審査委員会は、再審査申立てについて審査し、理由を付してその採否
を決定する。~~

~~7 再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する。~~

~~8 再審査委員会の議事を主宰した委員は、当該再審査委員会の決定内容を~~

~~速やかに理事長に報告する。~~

~~9 理事長は、第6項の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行い、当該再審査を申し立てた者にその決定内容を通知する。~~

(不服申立て)

第69条 申込者、被援助者及び受任者等（以下「利害関係者」という。）は、地方事務所長のした決定（ただし、第69条の7の規定による不服申立てに対する決定を除く。以下「原決定」という。）に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができるものとする。

2 不服申立ては、原決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならないものとする。

3 不服申立ては、原決定の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、地方事務所長は、必要があると認めるときは、不服申立てについての決定があるまで、原決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。

4 地方事務所長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(不服申立てが不適法な場合)

第69条の2 地方事務所長は、不服申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかに不適法であると認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

~~2 地方事務所長は、不服申立ての適法性について、次条から第69条の6の規定により、地方事務所長が不服申立審査会にこれを審査させることができる。~~

(不服申立審査会の構成設置)

第69条の3 地方事務所長は、不服申立てがあった場合において、前条第1項の規定によりこれを却下しないときは、原決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させて、当該不服申立てをその審査に付する。

2 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委

員長のいずれもが原決定に関与している場合は、この限りでない。

3 前項により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。

4 地方事務所長は、第1項の規定により不服申立審査会の審査に付したときは、不服申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。

5 地方事務所長は、原決定の理由となった事実を証する書類その他の物件を不服申立審査会に提出する。

(不服申立審査会による審理)

第69条の4 不服申立審査会の審理は、非公開とする。

2 不服申立審査会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、地方事務所長に対し、不服申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第69条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない。

2 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面とともに提出するよう求めることができる。

3 地方事務所長は、第69条の7に定める決定をしたときは、~~奉~~この条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。ただし、同決定に対し再審査の申立てがされた場合は、これを理事長に送付する。

(不服申立審査会による決定)

第69条の6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、原決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなけれ

ばならない。

- 2 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。
- 3 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、当該不服申立審査会の決定内容を速やかに地方事務所長に報告する。

(不服申立審査会の決定に基づく地方事務所長の決定)

第69条の7 地方事務所長は、前条第1項の決定に基づき、不服申立てに対する決定(以下「不服申立てに対する決定」という。)を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。

- 2 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、自ら原決定を破棄して相当な決定を行うものとする。

- 3 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行うものとする。

(再審査の申立て)

第70条 利害関係者は、不服申立てに対する決定に不服のある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができるものとする。

- 2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定があったことを知った日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならないものとする。

- 3 前項の再審査申立書の提出を受けた地方事務所長は、不服申立てに対する決定に関する一件記録とともに、これを理事長に送付する。

- 4 再審査申立ては、不服申立てに対する決定(不服申立てを採用せず又はこれを却下する旨の決定の場合には原決定をも含む。以下本条この項において同じ。)の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、再審査申立てについての決定があるまで、不服申立てに対する決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。

~~5-4~~ 地方事務所長理事長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(再審査申立てが不適法な場合)

第70条の2 理事長は、再審査申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかに不適法であると認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

~~2 理事長は、再審査申立ての適法性について、次条から第70条の6の規定により、再審査委員会に審査させることができる。~~

(再審査委員会の構成設置)

第70条の3 理事長は、再審査申立てがあった場合において、前条第1項の規定によりこれを却下しないときは、不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与していない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させて、当該再審査申立てをその審査に付する。

2 再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長とする。ただし、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与している場合は、この限りでない。

3 前項により指名された本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長は、再審査委員会の議事を主宰する。ただし、再審査委員会の委員に本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。

4 理事長は、第1項の規定により再審査委員会の審査に付したときは、再審査申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。

5 理事長は、地方事務所長から送付された一件記録を再審査委員会に提出する。

(再審査委員会による審理)

第70条の4 再審査委員会の審理は、非公開とする。

2 再審査委員会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、理事長又は地方事務所長に対し、再審査申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第70条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
ただし、再審査申立てと関連しないものは、この限りでない。

2 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面と~~ともに~~を提出するよう求めることができる。

3 理事長は、第70条の7に定める決定（同条第2項の地方事務所長に差し戻す決定を除く。）をしたときは、~~速やかすみやかに~~、~~本この~~条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。___

4 理事長は、第70条の7第2項の地方事務所長に差し戻す決定をしたときは、前項の証拠書類又は証拠物を当該地方事務所長に送付する。

（再審査委員会による決定）

第70条の6 再審査委員会は、再審査申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、不服申立てに対する決定を変更する旨の決定をするときは、再審査申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

3 再審査委員会の議事を主宰した委員は、当該再審査委員会の決定内容を速やかに理事長に報告する。

（再審査委員会の決定に基づく理事長の決定）

第70条の7 理事長は、前条第1項の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。

2 理事長は、再審査委員会が~~不服~~再審査申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、不服申立てに対する決定を破棄して事案を~~当該~~地方事務所長に差し戻し、又は自ら相当な決定を行う~~ものとする~~。

3 理事長は、再審査委員会が再審査申立てにつき不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う~~ものとする~~。

（差し戻し決定後の手続）

第70条の8 地方事務所長は、前条により不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻す旨の決定がなされたときは、第69条

の3 ~~から~~ ~~ない~~ ~~し~~ 第69条の6 ~~まで~~に規定する手続（ただし、「原決定」とあるのは、「再審査の申立ての対象となった決定及びその基となった不服申立審査会の決定」と読み替える。）により、事案を再考し、相当な決定を行う。

- 2 前項の場合において、理事長が再審査申立てを相当と認める理由とした事実上及び法令上（業務方法書及びその下部規則を含む。）の判断は、地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する。

附則（平成20年3月〇〇日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成20年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第2条 この業務方法書の変更前に援助開始決定した事件に関しては、変更後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

民事法律扶助資力基準

業務方法書第9条に規定する資力基準を次のとおり定める。

第1 収入等

1 収入等

一 申込者及び配偶者の手取り月収額（賞与を含む）の基準は次のとおりとする。

単 身 者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

二 申込者と同居している家族で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。

三 配偶者又は二の同居の家族が申込者の事件の相手方である場合にはその収入は申込者の収入に加算しない。

四 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、一の基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。これ以外の地域についても、理事長は同様の措置をとる地域を定めることができる。

2 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、次の額を限度に負担額を上記基準額に加算することができる。

単 身 者	41,000円以下
2人家族	53,000円以下
3人家族	66,000円以下
4人家族以上	71,000円以下

ただし、地域の実情により、理事長は、上記額を上回る限度額を定めることができる。

3 医療費・教育費その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき

申込者又はその配偶者の収入が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは援助を決定できる。

第2 資産

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産を有するときには、次の場合を除いて有資力者とみなす。

- 1 資産に係争物件であるとき
- 2 生活のために必要な住宅及び農地
- 3 配偶者が当該紛争の相手方であるとき
- 4 医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるとき

第3 その他

- 1 援助申込以前における当該事件に係る保険金は、申込者の収入とみなす。ただし、第1の3に掲げる事情のあるときは援助を決定できる。
- 2 申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合には援助しない。ただし、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要するものについて、申込者に資金調達の方法が他になく、援助しないと訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合には、資力の判定においてこの事情を考慮することができる。

別表 2

1. 代理援助立替基準 (改正案：赤字下線部分は追加部分、取消線は削除部分)

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(1) 金 銭 事 件	(イ) 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	<p>～ 50万円未満</p> <p>50万円以上 100万円未満</p> <p>100万円以上 200万円未満</p> <p>200万円以上 300万円未満</p> <p>300万円以上 500万円未満</p> <p>500万円以上 1,000万円未満</p> <p>1,000万円以上</p>	<p>25,000円</p> <p>35,000円</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>1. 訴訟救助を受けるものとする。</p> <p>2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。</p>	<p>63,000円</p> <p>94,500円</p> <p>126,000円</p> <p>157,500円</p> <p>178,500円</p> <p>210,000円</p> <p>231,000円</p>	<p>事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。</p>	<p>1. 現実に入手した金銭が、3,0001,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。</p> <p>現実に入手した金銭が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。</p> <p>現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、5,000万円までは、その超える部分の66% (税別) を加算する。</p> <p>現実に入手した金銭が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。</p> <p>2. 当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。</p> <p><u>3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。</u></p>	<p>1. 及び2については事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。</p> <p>出廷回数は1回10,500円を基準とする。</p>
	(ロ) 手形訴訟		(イ)の2分の1		(イ)の2分の1			
(2) 不 動 産 ・ 動 産 事 件	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	<p>～ 50万円未満</p> <p>50万円以上 100万円未満</p> <p>100万円以上 200万円未満</p> <p>200万円以上 300万円未満</p> <p>300万円以上 500万円未満</p> <p>500万円以上 1,000万円未満</p> <p>1,000万円以上</p>	<p>25,000円</p> <p>35,000円</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>1. 訴訟救助を受けるものとする。</p> <p>2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。</p>	<p>63,000円</p> <p>94,500円</p> <p>126,000円</p> <p>157,500円</p> <p>178,500円</p> <p>210,000円</p> <p>231,000円</p>	<p>事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。</p>	<p>受けた利益が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。</p> <p>受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。</p> <p>受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。</p> <p>受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。</p>	<p>1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。</p> <p>2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。</p> <p>3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。</p>
	借地非訟事件		25,000円		105,000円～157,500円			
	境界事件		不動産事件に準ずる。		157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする			
	離婚・認知等請求		35,000円	<p>1. 訴訟救助を受けるものとする。</p> <p>2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。</p>	<p>○公示送達事件 84,000円</p> <p>○金銭請求を伴わないもの 189,000円～241,500円</p> <p>標準額を220,500円とする</p> <p>○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。</p> <p>ただし220,500円を下回らないものとする。</p>	<p>事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。</p>	<p>1. <u>財産的金銭給付がない又は当面取立てができない</u>事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。</p> <p>2. 公示送達事件 63,000円～84,000円</p> <p>3. 金銭給付のある場合には、<u>金銭事件に準ずる</u>。現実に入手した金銭が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。但し、84,000円を下限とする。</p> <p>現実に入手した金銭が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。</p> <p>現実に入手した金銭が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。</p> <p>現実に入手した金銭が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。</p> <p><u>4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。</u></p> <p><u>5. 財産的給付のある場合の報酬金の下限は84,000円とする。</u></p>	<p>1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10% (税別) とする。</p> <p>2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。</p>
(3) 家 事 事 件	遺産分割事件 (調停も同様)		35,000円		金銭事件に準ずる。	<p>訴額の算定は目的物の価額の1/3を基準とする。</p>	<p>金銭事件～不動産事件に準ずる。(備考参照)</p>	

	案件の内容	訴 額	実費		着手金		報 酬 金		
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	
(4)	行政事件		35,000円	印紙代は別途支出する。	157,500円～231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	110,000円～162,000円に、出廷回数1回につき10,500円を乗じた額を加算する。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。	
(4.5)	保全事件		20,000円	保証金、登録税は決定額を支出する。	42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と保全の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。	
	労働事件断行仮処分		20,000円		126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。		
(5)	その他の	① 強制執行事件	20,000円	予納金は別途支出する。	○強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 ○少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と執行の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。	
		② 財産開示手続	15,000円		31,500円～42,000円				
		③ 執行停止事件	10,000円	予納金は別途支出する。但し、被援助者の直接負担を求めることがある。	52,500円～73,500円		本案事件と一括して決定する。		
		④ 民事調停事件	20,000円	印紙代は別途支出する。	42,000円～105,000円	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。 ○調停不調の本訴 訴訟調停事件の着手金の2分の1相当額を減じる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。		
		⑤ 家事調停事件・家事審判(乙)事件	20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括扶助 各 20,000円		84,000円～126,000円 ○調停不調の本訴 157,500円 ○調停・本訴一括扶助 調停 84,000円～105,000円 本訴157,500円	調停不調のときは本訴を関連扶助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては、189,000円まで支出することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。		
		⑥ 家事審判(甲)事件	成年後見等を除く 家事審判(甲)事件 成年後見人等申立事件	10,000円～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		⑦ 労働審判事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
		⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。		
		⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
		⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～行政事件家事事件に準ずる。		金銭事件～行政事件家事事件に準ずる。	被控訴事件で、一番扶助の時は一括して決定する。
⑪ 涉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。			
⑫ 控訴事件		金銭事件～行政事件家事事件に準ずる。		金銭事件～行政事件家事事件に準ずる。		金銭事件～行政事件家事事件に準ずる。			

案件の内容	訴 額	実費		着手金		報 酬 金	
		立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの		10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴に関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。
	上記以外のもの		20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	
⑭ 支払督促			5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。
⑮ 任意債務整理事件・ 特定調停事件	債権者数 1社～5社		25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで支出することができる。	
	6社～10社		25,000円		147,000円		
	11社～20社		30,000円		168,000円		
	21社以上		35,000円		189,000円		
⑯ 自己破産事件	債権者数 1社～10社		23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。	
	11社～20社		23,000円		147,000円		
	21社以上		23,000円		178,500円		
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社～10社		35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額より増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで支出することができる。	
	11社～20社		35,000円		178,500円		
	21社以上		35,000円		210,000円		

(注)

1. ⊖被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとすることができる（業務方法書第57条第2項）。

2. ⊖立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

3. 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。

4. ⊖追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

- | | | | |
|-----------|--------------------------------|-----------|------|
| (1) 鑑定料 | 50万円
(但し、医療過誤事件は80万円) | (5) 記録謄写料 | 20万円 |
| (2) 登録免許税 | 35万円 | (6) 通訳料 | 10万円 |
| (3) 印紙代 | 35万円 | (7) 翻訳料 | 10万円 |
| (4) 執行予納金 | 50万円
(但し、民事執行（不動産）事件は100万円) | (8) その他実費 | 30万円 |
- ((1)～(7) 以外の実費すべてを合算しての限度額)

5. ⊖被援助者が多数にわたる場合の着手金

同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。

6. ⊖以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準（改正案：下線部分は改正部分）

手続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成21,000円 仮執行宣言申立書の作成15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	<u>家事審判規則第24条による鑑定費用は被援助者直接負担別途被援助者のため支出とする。</u>	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

（注備考）1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。

ただし、追加支出限度額を超えないものとする。

2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。

3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

34. 以上の金額は、すべて税込表示である。